

平成 23 年 1 月 24 日

## 行政評価局調査の実施

### ＜法曹人口の拡大及び法曹養成 制度の改革に関する政策評価＞

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 23 年 1 月から実施する上記 1 テーマの計画について公表します。

#### 連絡先

##### ＜上記テーマについて＞

行政評価局法務、外務、文部科学担当評価監視官室

松本評価監視官、細川調査官

電話（直通）：03-5253-5448

##### ＜行政評価局調査の仕組み等について＞

行政評価局総務課

龍宮評価監視企画官

電話（直通）：03-5253-5407

E-mai : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

# 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価

## 調査の背景

- 政府は法曹人口の拡大を目指し、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度を構築したが、
  - ・ 新司法試験の合格率は低迷(平成22年25.4%)
  - ・ 司法試験合格者数3,000人の目標も未達成(平成22年2,133人)
  - ・ 法曹(法科大学院)志願者数が大幅に減少(平成16年度72,800人→22年度24,014人)

- 関係府省は、法曹養成制度の問題点や改善方策を検討するための新たな体制の構築が必要との検討結果を取りまとめたが、現時点では実現していない
- 司法修習生に対する給費制の1年延長法案を可決した際に、法曹養成制度の速やかな検討を求める国会決議(平成22年11月)

- これらの検討を促すよう、法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の現況

- 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する各種施策の実施状況と目標の達成状況を把握・分析

### 2 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の効果の発現状況

- 各種施策の実施により、法曹養成制度改革に照らしてどのような効果が発現しているか、法曹志願者や法曹利用者の視点に留意しつつ分析

### 3 その他

- 新司法試験不合格者対策等の実施状況を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

法務省、文部科学省

### 協力依頼対象機関

法科大学院、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係団体等

## 参考資料

資料 1	法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況 . . .	1
資料 2	法科大学院の定員及び入学者数等の推移 . . . . .	2
資料 3	法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果（抜粋） . .	3
資料 4	裁判所法の改正に関する件（平成 22 年 11 月 24 日衆議院法務委員会 決議） . . . . .	3

## 法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況

(単位：人、%)

区分	数値目標	実績等								
		平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22
法曹人口	法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 <u>3,000 人</u> 程度とすることを旨とする。 (司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	1,183	1,170	1,483	1,464	1,558 (1,009)	2,099 (1,851)	2,209 (2,065)	2,135 (2,043)	2,133 (2,074)
	現行司法試験の合格者数を、平成 14 年に 1,200 人程度に、平成 16 年に 1,500 人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	<u>1,183</u>	1,170	<u>1,483</u>	1,464	549	248	144	92	59
法科大学院	法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 <u>7～8 割</u> )の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。 (規制改革推進のための 3 か年計画 (改定) (H20. 3. 25 閣議決定)) (規制改革推進のための 3 か年計画 (再改定) (H21. 3. 31 閣議決定))				合格率(合格者/受験者×100)					
					48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	
	法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が <u>3 割以上</u> となるよう努めるものとする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件))			法学部以外の学部出身者の割合						
				34.5	29.9	28.3	26.1	26.1	25.3	21.1
専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね <u>2 割以上</u> は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件))			社会人の割合							
			48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1	
専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね <u>2 割以上</u> は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件))			基準専任教員数に対する実務家教員の割合 (実務家教員数/基準専任教員数×100)							
			不明	不明	不明	不明	43.6	不明	43.4	

(注) 1 総務省の調査結果による。

2 「法曹人口」欄上段の( )内は、新司法試験の合格者数を示す。

## 法科大学院の定員及び入学者数等の推移

(単位:校、人、倍、%)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
法科大学院数	68	74	74	74	74	74	74
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909
募集人員 ①	5,590	5,825	5,815	5,815	5,785	5,755	4,904
入学志願者数 ②	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014
志願倍率(②/①)	13.0	7.2	6.9	7.8	6.8	5.2	4.9
受験者数 ③	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,857	21,319
合格者数 ④	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,186	7,765
競争倍率(③/④)	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.75
入学者数 ⑤	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122
既修者コース入学者数	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923
未修者コース入学者数	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199
社会人入学者数 ⑥	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993
社会人入学者の割合(⑥/⑤)	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1

(注) 文部科学省の資料を基に総務省が作成した。

## 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果（抜粋）

○ 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）（概要）」（平成 22 年 7 月 6 日公表）（抜粋）

## 6 フォーラムの在り方

問題点・論点に対応するための方策について更に具体的な検討をする必要があり、そのために新たな検討体制（フォーラム）を構築することが考えられる。フォーラムの在り方については、国民に開かれた議論の場を設け、正確かつ十分な現状分析を行い、幅広い意見を聞いて総合的かつ多角的な検討を行えるようにする必要があるとの点では意見が一致した。

## 裁判所法の改正に関する件（平成 22 年 11 月 24 日衆議院法務委員会決議）

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 改正後の裁判所法附則第 4 項に規定する日（注）までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。（注）平成 23 年 10 月 31 日
- 二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。